

## 【商標法：論点】

周知商標に類似する商標の不正目的による商標登録について、事案に則して提起できる「商標登録の無効の審判」、不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」の知識を問うとともに、不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」における駆け込み使用防止についての規定の理解度をみる。

### 1．設問（1）について

商標登録の無効の審判

不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」

### 2．設問（2）について

登録商標の「不正の目的をもって使用する」ことの類型

実際の使用のないとき

実際の使用のあるとき

### 3．設問（3）について

不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」の請求に対する駆け込み使用の防止

不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」の原則

駆け込み使用防止の例外

正当理由（駆け込み使用とは認められない場合）